

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

司会 (麦倉主幹) 只今から、令和3年度第1回久喜市立小・中学校学区等審議会を開催いたします。

なお、本日は、委員総数20人に対して、出席者は、16人でございます。従いまして、久喜市立小・中学校学区等審議会条例第7条第2項に規定されている会議の開催要件を満たしていることを報告させていただきます。

また、本日の傍聴者は1人でございますので、ご報告とさせていただきます。

2 あいさつ

司会 (麦倉主幹) 次に、西崎会長からごあいさつをいただきたいと存じます。会長、よろしくお願い致します。

西崎会長 皆さん、こんにちは。

大変暑い中、一番暑い時期ではないかと思うのですが、お集まりいただきまして、第1回の学区等審議会を開催することになりました。

世の中ではどうも、オリンピックとコロナと、どうもいろいろ混ざり合ったというか、あまりいい夏ではないなど、その人によって違うだろうけれども、なんとか皆さんが健康で毎日を過ごせるようにお互いが努力をしあって頑張るこの夏を乗り越えていこう、そんな気がいたします。

私も年を取りましたので、ワクチン接種を2回ほど終わって、もう3週間、4週間経っておりますので、いくらかコロナにかかることが内端になったのかなという安心感はあるのだけれども、外へ出て皆さんとお話をするということは大変危険だと自分でも反省しなくてはいけないということで、毎日家の中での生活ということで、まずは過ごすのではないかと思います。

この会も第1回というふうになっておりますが、最後の会でございますので、いろいろなご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

司会 (麦倉主幹) 大変ありがとうございました。

ここで、学校長として任命しておりました川羽田委員、矢嶋委員、須田委員が人事異動等により退任されたため、後任の委員を任命いたしましたので、ご紹介いたします。

<委員自己紹介>

司会 (麦倉主幹) 続きまして、事務局職員につきましても改めて紹介させていただきます。

<事務局職員自己紹介>

司会 (麦倉主幹) 申し遅れましたが、私は、本日の進行を務めさせていただきます、学務課指導主事兼主幹の麦倉でございます。

よろしくお願いいいたします。

3 諮問

司会

(麦倉主幹)

次に、次第3の諮問でございます。柿沼教育長から久喜市立小・中学校学区等審議会に対して、諮問させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、西崎会長におかれましては、テーブルの前までお進みくださいますようお願いいたします。

(教育長が諮問を読み上げ、会長へ渡す)

司会

(麦倉主幹)

ありがとうございました。

ここで柿沼教育長からあいさつをいたします。よろしくお願いいたします。

柿沼教育長

皆様、改めましてこんにちは。

委員の皆様方には、日頃から久喜市の教育行政全般にわたりまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。また、本日は大変ご多用の中、ご出席をいただきまして重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、いまだ厳しい状況が続いておりますけれども、市内の小中学校では感染対策にしっかりと取り組んでいただき、正常な学校運営ができております。また、万が一、学校関係者に陽性者が出た場合においては、臨時休業、あるいは学級閉鎖等の措置を取らざるを得ない場合はオンライン授業に切り替え、児童生徒の学びに支障をきたすことがないように努めているところでございます。

本市は、国のGIGAスクール構想にいち早く取り組み、高速大容量の通信ネットワークのもと、一人一台のタブレットを活用した事業を積極的に取り組んでいるところでございます。

さて、委員の皆様方には、本市の小・中学校の適正規模・適正配置について、ご審議をいただいておりますが、皆様方にご苦勞をおかけしました、江面第一小学校と江面第二小学校を統合し、今年4月に開校しました江面小学校でございますが、順調にスタートしていますことをご報告申し上げます。

また、菖蒲中学校と菖蒲南中学校は、令和4年4月に統合して新たな菖蒲中学校として開校するため、現在、校舎の改修等開校に向けた準備を進めているところでございます。

また、上内小学校の休校措置についても、同じく令和4年4月から実施するため、関係各所と調整しつつ準備をしております。

これらの件につきましては、当審議会におきまして、慎重なご審議、そして答申をいただきましたからこそ実現したものと認識をしております、改めて皆様方に深く感謝申し上げます。

本日は、新たに開校します菖蒲中学校と休校措置となります上内小学校の通学区区域の改正にあたりまして、学区等審議会のご意見をいただきたく、先ほど西崎会長様に諮問をさせていただきました。

委員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。

(麦倉主幹)

大変恐縮ではございますが、柿沼教育長は他の公務がございますので、ここで一旦退席させていただきます。

なお、委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しを配布いたしますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

<教育長退席>

<諮問書の写しを配布>

4 議事

司会

それでは、次に次第4の議事でございます。

(麦倉主幹)

会議の進行につきましては、久喜市立小・中学校学区等審議会条例第7条第1項において、会長が議長となる旨の規定がございますので、西崎会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 (西崎会長)

それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。円滑に議事が進行いたしますよう、皆様方のご協力をいただければと思います。

はじめに、議事録の署名人でございますが、名簿順ということで斉藤委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいま諮問をいただいた、議事の(1)「久喜市立菖蒲中学校(統合による新校)の通学区域等について」ということで、まず「久喜市立菖蒲中学校(統合による新校)の通学区域について」、事務局のほうから説明をいただければと思います。

事務局

学務課の齋藤でございます。

(齋藤担当主査)

私から、議事の(1)通学区域に関する規則のうち、久喜市立菖蒲中学校の通学区域について、事務局案をご説明いたします。

資料1をご覧ください。この資料は、菖蒲中学校の通学区域に関する案をまとめたものでございます。

はじめに、統合の方針でございますが、「令和4年4月1日に菖蒲中学校と菖蒲南中学校を統合し、統合による新たな学校である菖蒲中学校を現在の菖蒲中学校の位置に設置する」というものでございます。このことにつきましては、令和3年3月17日、久喜市議会において、「久喜市立学校設置条例」の改正案を可決いただいているものでございます。

次に、統合に係る学校の現在の通学区域でございます。菖蒲中学校につきましては、「菖蒲小学校・三箇小学校・菖蒲東小学校の通学区域」となっております。続いて、菖蒲南中学校につきましては、「小林小学校・栢間小学校の通学区域」となっております。これらの内容につきましては、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」に定められているものでございます。資料3をご覧ください。この資料は、当該規則の関連部分を一部抜粋しているものでございます。

1ページには、本則を掲載しておりますが、第3条で中学校の通学区域を定めております。具体的には、別表第2に規定されておまして、資料の3ページをご覧ください。太字波線を付しておりますが、中ほどに菖蒲中学校と菖蒲南中学校の項目がございます。

続いて、統合による新校、菖蒲中学校の通学区域に関する案でございます。資料1にお戻りいただきまして、下のほうをご覧ください。菖蒲中学校と菖蒲南中学校を統合することにより、菖蒲地区では中学校が1校となります。そういった状況から新校である菖蒲中学校の通学区域は、現在の菖蒲中学校と菖蒲南中学校の通学区域を組み合わせ、菖蒲地区すべての小学校を記載する形とし、菖蒲地区のみ他地区と表記が異なっていたため、それを合わせる表記で「菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校、栢間小学校及び菖蒲東小学校の通学区域」とすることが望ましいと考えております。

最後に、参考資料1をご覧ください。こちらは、久喜市全域の通学区域を図示した資料でございます。関係学校である菖蒲中学校と菖蒲南中学校に丸印を付しておりますので、ご参考としていただければと存じます。

なお、事務局では、本件に関する答申をいただきましたら、その内容を踏まえまして、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」の改正を行う予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長（西崎会長）

只今、事務局のほうから、令和4年4月1日に開校を予定しております、統合による新しい学校「久喜市立菖蒲中学校」の通学区域について、資料に基づいて考え方の説明をしていただきました。

また、今後、この審議会の答申を踏まえ、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」を改正する予定であるとのことです。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様からご意見・ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

菖蒲中学校と菖蒲南中学校の学区は、新校として菖蒲中学校ということになったわけですので、今までのものを新しく、このうしろにありますように、菖蒲小学校、三箇小学校、菖蒲東小学校、それから小林小学校、栢間小学校の通学区域、そのようになる。

何かご意見ございますか。もしご意見がないようでしたら、本審議会の考え方は、事務局の案の内容でよろしいでしょうか。

<異議なしの発言あり>

議長（西崎会長）

よろしければこのような案で答申をしたいと思えます。

続いて、同じく諮問のなかにあります「通学区域に関する特例措置について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

それでは、通学区域に関する特例措置について、ご説明いたします。

（齋藤担当主査）

資料2をご覧ください。この資料は、上内小学校の休校措置に伴い、通学区域に関する特例措置を規定する必要が生じたので、その素案をまとめたものでございます。

はじめに、考え方でございますが、「令和4年4月1日から上内小学校の休校措置を実施することとなったため、特例措置を規定する」というものでございます。このことにつきまして、上内小学校はあくまで「休校」という扱いになり、学校を廃止するものではないため、先にご審議いただいた菖蒲中学校の件とは異

なり、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」に特例措置を附則として規定するものでございます。

次に、現在の上内小学校の通学区域でございます。資料3をご覧ください。本則の第2条で小学校の通学区域を定めております。具体的には、別表第1に規定されておりまして、資料の2ページをご覧くださいと、太字波線を付しておりますが、中ほどに上内小学校の項目がございます。上内小学校の通学区域につきましては、「上内478番地」となっており、これは、わし宮団地全域の住所となっております。

続いて、鷺宮小学校への通学につきましては、記載させていただいたとおり、上内小学校からさいたま栗橋線方面に向かう途中のコンビニやパチンコ店付近となる上内の間之道という地区や大型商業施設付近の久本寺などから、鷺宮小学校へ通学している児童がおり、わし宮団地の周辺道路を通過している現状を考えると、上内小学校の通学区域であるわし宮団地から鷺宮小学校への通学に関しましては、大きな問題は生じないものと考えております。

これらの状況を鑑み、通学区域の特例措置については、先に休校事例がございます熊谷市や本庄市の例規なども参考に、「当分の間、別表第1に定める学区のうち、上内小学校の学区に住所を有する児童については、同表の規定にかかわらず、鷺宮小学校に通学するものとする。」という内容で検討させていただきました。

最後に、参考資料1をご覧ください。先ほどもご確認いただきましたが、久喜市全域の通学区域を図示した資料でございます。関係学校である上内小学校と鷺宮小学校に丸印を付しておりますので、ご参考としていただければと存じます。

なお、事務局ではこちらにつきましても、本件に関する答申をいただきましたら、その内容を踏まえまして、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」の改正を行う予定でございます。

以上でございます。

議長（西崎会長）

資料2及び資料3に基づいて、通学区域に関する特例措置についての説明をいただきました。これは、今後のことを考えて、本審議会の答申を踏まえ、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」を改正する予定であるとのことです。

ただいま事務局から説明のあった特例措置について、何かご意見がございますか。

中村委員

この上内小学校の特例措置についてはよくわかりました。

今、事務局のほうで原案を示したわけですが、これまで地域住民とか保護者に対して説明会を開いて、どの程度納得をいただいているのか、周知徹底が図られているのかどうか伺いたいと思います。

事務局

（齋藤担当主査）

休校措置に関する保護者や地域の方への説明の件でご質問いただきました。休校措置となる上内小学校の保護者に対しましては、1学期の最初の4月に説明に伺っております。その後、4月22日の定例会で議案が可決されましたので、5月に上内小学校の保護者と関係区長、学校運営協議会の会長様、コミュニティ協議会の会長様あてに休校措置となる旨の通知を出させていただきました。

中村委員 通学区域に関する特例措置についても、ある程度納得をいただいているということなのですか。

議長（西崎会長） 一応、休校措置を実施するということは了解いただいている。

事務局（齋藤担当主査） 休校措置を実施して、上内小学校の児童たちが鷲宮小学校に通学するという旨の説明をさせていただいております。具体的な通学路等の説明は行っておりません。

議長（西崎会長） 特例措置を設けて、通学路の改修等はその後にしようという考え。休校措置であって、統廃合した学校という形ではないということで、今後そのことについては審議していくことになるということですね。

中村委員 ということですね。わかりました。
追加でよろしいですか。特例措置の案ということで示されているのですが、「当分の間、別表第1に定める学区のうち」と書いてあるのですが、教育委員会としては「当分の間」というのは、どのあたりに目安を付けているのか伺いたい。

事務局（齋藤担当主査） ここでの、上内小学校の特例措置の案について、「当分の間」と書かせていただきました。現在、0歳児までの状況を見ますと、令和9年までの間に学区が大幅に変わらない限り、上内小学校が再開できるような目途はたっていないところです。
併せまして、統廃合の検討というのは、引き続きこの学区等審議会においてご審議いただく予定でございまして、統廃合ということが決まった場合、その時までという形になるものと考えております。

議長（西崎会長） 「当分の間」というのは、統廃合が決定するまでという解釈。
よろしいでしょうか。

中村委員 よろしくはないですが、とりあえず今の段階ではしょうがないでしょ。
とりあえず、行政としては「前向きに新しい学校づくり・新しい教育づくりに進んでいくつもりなんだよ。」というふうに解釈してよろしいですね。

事務局（齋藤担当主査） はい。そのように解釈していただいて結構でございます。

中村委員 お願いいたします。

議長（西崎会長） 他にございますか。
もしなければ、事務局の案の内容でよろしいでしょうか。
＜異議なしの発言あり＞

議長（西崎会長） それでは、この答申の内容については、事務局の案で答申する。
それでは、ただいまご審議いただいた2件について、答申書の案がありましたら配布をお願いします。
＜答申書案の配布＞

議長（西崎会長） 答申案が配布されましたが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局
(齋藤担当主査) ただいま配布いたしました答申書の案でございますが、先ほどご説明した考え方に基づき、通学区域に関する規則について記述したものでございます。
文言等の内容について、ご意見等があればお願いいたします。
事務局からは以上でございます。

議長 (西崎会長) 案文について説明がありましたが、記述内容等についてご意見やご質問はございますか。

松本委員 表記上の問題になるのですけれども、「とおり」は平仮名で表記かなと思うのですが。というと、漢字で「通り」が2箇所ありますけれども、諮問は「下記のとおり」で平仮名になっている。令和3年7月21日付けのところの2行目が「下記のとおり」ということで、「とおり」が平仮名で。「とおり」は普通平仮名で表記するのかと思ったのですが、次の真ん中の丸印の文中に「総合的に勘案し、次の通り」と漢字になっていますよね。同じように2個目の丸印の2行目も「次の通り」と漢字になっているのですが、これは平仮名表記ではないのかと思うのですが。

事務局
(齋藤担当主査) 平仮名のほうに修正させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

豊田委員 久喜市立菖蒲中学校の通学区域なのですけれども、「菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校、栢間小学校及び菖蒲東小学校の通学区域」とする、とあるのですけれども、実際に合併にあたって栢間と小林以外はそもそも中学校の合併にあたって通学は変わらないのですが、栢間はバスで通われることになるので変わらないのですけれども、小林だけ全く今までとは違う方向に、今まで西に進めていた子を東に進めるといふ、まったく違う部分になるのですけれども、それは検討中とのことなのですけれども、それはそれでこの文言で大丈夫ということなのでしょうか。

事務局
(齋藤担当主査) ご指摘いただいた内容につきましては、菖蒲地区で新校設立準備委員会という組織を立ち上げて検討しておりますので、そちらでの議論になるかと思えます。その内容につきましては、現在、先月小林小学校、菖蒲南中学校等の保護者の方々と協議を進めている最中で、学務課で担当しておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいと思えます。

議長 (西崎会長) 他にございますか。
＜なしの発言あり＞

議長 (西崎会長) それでは、本日の議事が全て終了いたしましたら、ただいまご審議いただいた2件について柿沼教育長に答申したいと思えます。
事務局のほうで準備をお願いします。
それでは、次の議事に入ります。(2)市立小・中学校の統廃合等の検討について、事務局から説明をお願いします。

事務局
(齋藤担当主査) 議事の(2)市立小・中学校の統廃合等の検討について、ご説明いたします。
まず、説明に先立ちまして、本審議会委員の皆様の任期が令和3年8月21日

までとなっており、今回の会議が現在の委員で開催する最後の会議となる予定でございます。

皆様には2年間にわたって「市立小・中学校の統廃合等の検討について」ご審議いただいたところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者や地域の方への説明会等を実施することが難しい状況があり、限られた資料と少ない回数の会議のなかではございましたが、丁寧にご審議をいただき、菖蒲南中学校の統廃合等の検討についての答申をいただきました。また、緊急措置として諮問いたしました上内小学校の休校措置等についても迅速にご審議いただき答申をいただきました。ありがとうございました。

本日の会議では、今までご審議いただいた内容を振り返り、次の任期の委員に引き継ぐべき内容をまとめていただきたいと考えております。

それでは、資料4をご覧ください。本審議会に平成29年5月24日に諮問いたしました4校の状況をまとめさせていただきました。

平成31年3月に統廃合等の検討についての答申をいただいている江面第二小学校は令和3年4月に江面第一小学校と統合し、江面小学校として開校いたしました。

また、同じく令和元年12月に答申をいただいている菖蒲南中学校は、令和4年4月の開校に向けて、新校設立準備委員会においてご協議をいただいております。

次に上内小学校の検討の関係は、小学校同士の統合と義務教育学校の新設という2案を軸に保護者や地域の方々にご意見を伺ってまいりましたが、緊急措置としての休校措置を実施する検討を始めたため、現在は休校措置についての不安や課題を解消するための説明会等を実施しております。そのため、統廃合等の検討については説明会等を一旦見送っておりますが、統廃合等の検討に関する説明会等も引き続き実施していく予定でございます。

最後に、小林小学校の検討の関係でございます。菖蒲南中学校と地域、校区が同じエリアというところもある中で、これまで地域の方からご意見を伺う中でも、「小学校の存在というのは、地域活動、地域生活に非常に密接にかかわっている。」「地域活動の中心と言っても過言ではないくらい重要な位置づけを担っている。」というお話を多々頂いているところでございます。そういった事もございまして、中学校は教育問題に焦点を当ててお話をしているわけですが、小学校の問題については、地域の問題ということも視野に入れながら検討していかなければ、お話としては進めにくいのだろうと認識しているところです。そのような事もございまして、学校における教育環境の緊急性という観点からも、菖蒲南中学校の対応を優先させていただいております。今年度までで菖蒲南中学校が統合となりますので、小林小学校についても今後力を入れて検討していかななくてはならないと考えているところでございます。

以上が、現在の審議状況となります。

なお参考資料2に関しましては、諮問対象校や関係校の現状把握をしていただくために、令和3年5月1日現在の市内小学校の児童数及び学級数の表をご用意したところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長（西崎会長）

現在の委員が8月で終わりになるということで、今回の会議が最後になるわけですが、今までのいろいろな内容等についてご審議をいただいたわけですが、その審議した内容が継続するように、次の委員の方にも内容を理解してもらったほうがいいということで、ここで今まで審議してきた内容と、「まだこの部分が残っていますよ」、「問題がありますよ」、「これは次回の審議に十分検討していただければ」という、そういうことで、今回の委員と次回の委員の継続する内容等はこういう内容がある。次の方に理解していただければ、ということで、事務局のほうで資料4の現在の審議状況ということでまとめていただいた。

江面第二小学校の関係は、4月1日から新しい学校として運営されていると。

菖蒲南中学校については、統廃合について答申も済んでいる。来年の4月から新しい学校という方向で進んでいる。

それから、まだ問題なのが、上内小学校の現在の状況は休校措置である。統廃合ということについては、まだ問題がある。統廃合にするのか、義務教育学校にするのかということも十分に話し合ったが、次の委員でも審議していかなければならない。

それから、休校措置で終わるわけではないので、特に統廃合の検討に関する説明会というのは引き続き実施していかなければならない。保護者や地域の方々から声を聞かなくてはならない。

それから、小林小学校は、菖蒲南中学校と並行して進めてきたのだけれども、小学校の課題である地域との関わり、その辺がまだ十分考えていかなければならない。そのような内容で審議してきた。

事務局の説明と併せて、ご意見等がありましたらよろしく願いいたします。

斉藤委員

委員全員が入り替わるわけでもないですよ。残っていらっしゃる方もいらっしゃるのですよね。そうでないと上内の件というのは説明の文言だけではあまりにも複雑すぎて、ここでも議論に議論を重ねて全然時間が足りないくらいでしたから。ですけど、上内側としては、スピーディーにやってくれという感じだったので、保護者さんの意見は、ですから、この部分はやはり休校にしたということは、ある程度廃校にしなきゃ駄目だということで、我々の審議の中でも休校措置というのを慌ててやった。そして、子どもたちも少ない人数で回すのはやっぱり無理だということで、早く措置をしたということですから、次でスピーディーに進めていただきたい議案だと私も思いますので、私がいるかどうかわからないですけども、その部分ではやっぱりそういう原案自体引き継ぐというのはなかなか難しいでしょうから、今まで残っていらっしゃる方がこういうのは引き継いでいただき、ちゃんと説明していただいて、やっていただいたほうがいいと思います。

議長（西崎会長）

上内小学校については、統廃合という問題と義務教育諸学校の問題がありますので、その辺は十分に審議していただかないとならない。

実際に、今の審議委員の中でも次回の審議委員になられる方がいらっしゃると思いますので、お互いに理解を深めながらやっていただければと思います。

中村委員

今回、事務局は、前向きに次の審議会にきちんと道筋を立てて、つなげて、さらにいい議論を進めていきたいという思いがよく伝わってきました。これまで、2度ほど審議委員が変わったんですね。そうしましたら、そのたびにまたゼロから始まるんですよ。もう全然わからない人がいますから、その人が手を挙げて発言するわけですよ。そうすると、全然わかっている人もいるし、全然ゼロの人もいるから、せっかく来ているからきちんと出発したいということで手を挙げるのでしょうから。

今回は事務局のほうから、前向きにそういうことがないように、「ここまで話が進んでいるから、次はそれを踏まえてここから話を進めましょうね」というふうな提案だと、私は受け止めました。すごくいい試みだと思います。

議長（西崎会長）

事務局のほうで心得ていただきたいと思います。

事務局

かしこまりました。

（齋藤担当主査）

中村委員

皆様方もご存じのように、ここから外の景色を見ても全然遮るものがない。すっかり都市化されていない。その分見晴らしがいいのですが。例えば、東京駅前に40階か50階建てのミッドタウンとかなんとかという建物ができる。その建物の中に、5階、6階に公立小学校が4校も5校も入るんですよ。そういうふうな時代なのです。ここは眺めがいいのですが、ちょっとそのような議論、考えから少し遅れているのではないのでしょうかというふうに思うんですね。できるできないは別に、もう少し前向きに議論を発展させていかないと次の子どもたちにはつながらないよ、というようなことを申し上げたいと思います。

議長（西崎会長）

他にご意見ある方はいらっしゃいますか。

鈴木委員

引継ぎとは別になってしまうのですが、実際に上内小学校が来年の4月から休校措置になるということで、菖蒲中学校は既に準備委員会等ができて、学区の関係ですとか制服ですとか、PTAですとか、そういったことを具体的に話し合う場ができて、話を進めている段階です。上内小学校というのは、当然休校ですから、準備委員会等というのがもしかしたらできないかもしれないというところで、実際はもうほぼほぼ合併みたいな感じになるわけだと思いますので、説明会という一方的なお話だけではなく、保護者が実際にどうなのだろうとか、意見を言える、PTAでもどうするのかとか、本人達もわからないことがたくさんあって、また、もっと言うと誰が主導していいかというのもきっとわからないと思いますので、ぜひそこらへんを、道筋というか、そういったものを行政が先導してあげたらスムーズに進むのかなと思ひまして、意見とさせていただきます。

事務局

（齋藤担当主査）

只今、ご意見いただいた内容につきましては、非常にその通りだと思っております。現在、鷲宮小学校、上内小学校、教育委員会の三者で定期的に話し合いの場を設けまして、休校にあたって何が不都合とございますか、どういうことが懸念されるかとか、そういった課題の抽出などは定期的に打合せをしておりますので、休校措置の実施までの間に随時それを引き続き進めてまいりたいと考えております。

議長（西崎会長） 他にございますか。

＜なしの発言あり＞

議長（西崎会長） ないようでしたら、以上で本日の議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

5 答 申

司会 会長、ありがとうございました。

（麦倉主幹） 次に、答申でございます。答申の準備のため、暫時休憩とさせていただきます。準備が整い次第、再開したいと存じますので、よろしく願いいたします。

＜暫時休憩＞

＜答申書の写しを配布＞

＜教育長入室＞

司会 再開いたします。

（麦倉主幹） それでは、西崎会長から柿沼教育長に答申書をご提出いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

（会長が答申を読み上げ、教育長へ渡す）

司会 ありがとうございました。ここで、答申書をご提出いただいたことにつきまして、柿沼教育長からごあいさつを申し上げます。

（麦倉主幹）

よろしく願いいたします。

柿沼教育長 本日、諮問をいたしました久喜市立菖蒲中学校の通学区域及び通学区域に関する特例措置について、慎重にご審議をいただいたうえで、このように答申書をいただき、大変ありがとうございました。

教育委員会では、この答申の内容を踏まえまして、「久喜市立小・中学校通学区域に関する規則」を改正するなど、円滑に菖蒲中学校の開校と上内小学校の休校措置を実施できるよう、さらなる準備を進めてまいります。

また、先ほど事務局からお話がありまして、現在の委員の皆様につきましては、今回は最後の会議になる予定とのことでございます。

2年間の任期の中で、西崎会長様をはじめ、委員の皆様方には慎重かつ闊達なご審議をいただきましたことにつきまして、私からも御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

市内小・中学校の適正規模・適正配置の推進に関しましては、休校措置となります上内小学校とその関係校にとっての、望ましい学校のあり方などについて、新たな審議会委員の皆様から、引き続き貴重なご意見を賜りたいと考えております。

結びに、委員の皆様方の今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

（麦倉主幹）

6 その他

司会

(麦倉主幹)

次に、その他でございます。事務局から事務連絡を申し上げます。

先ほどもご案内いたしましたとおり、現在の委員の皆様方におかれましては、任期内で今回が最後の会議となります。

これまで、大変お忙しい中、久喜市立小・中学校学区等審議会にご参加いただき、「学校統廃合等の検討」という大変難しいテーマに対しまして、貴重なご意見を賜りましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

7 閉会

司会

(麦倉主幹)

それでは、閉会にあたりまして、西崎会長からごあいさつをいただきたいと存じます。西崎会長、よろしくお願いいたします。

西崎会長

この審議委員が2年間の委員であり、本日が最後ということで、十分にご審議を2年間してきまして、今日は答申まで進めることができました。

お忙しい中、暑い中、出席して務めていただきありがとうございました。今後とも、この審議が、審議会が進むことが期待されておりますので、十分なまた、どちらかというとな新たな委員を含めてご審議いただければというふうに考えております。

本日はどうもありがとうございました。

司会

(麦倉主幹)

大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回久喜市立小・中学校学区等審議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年8月6日

会 長 西 崎 道 喜

委 員 斉 藤 浩